

福利厚生

「結婚する覚悟」を応援！同棲手当（婚姻準備支援手当）を新設！

～「いつか結婚しよう」を「まずは、一緒に住もう」に。婚姻準備中の社員を全力でバックアップ～

吉岡興業株式会社（本社：兵庫県神戸市、代表取締役：吉岡 洋明）は、婚姻を前提として共同生活を開始する社員を対象に、月額1～3万円（最大12か月）を支給する「同棲手当（婚姻準備支援手当）」を新設します。本制度は、結婚という人生の決断を応援する制度として設計しており、「1年以内に婚姻する意思を有する」と誓約書に署名した社員に限定しています。本人だけでなくパートナーにも署名を求めることで、結婚への意思を双方で確認し、会社全体でその一歩を後押しします。さらに、実際に婚姻が成立した際には結婚成立祝い金22（夫婦）万円を支給。少子化・晩婚化が社会課題となるなか、「結婚したい」と思えるタイミングを経済的な不安で先送りさせない職場環境づくりに取り組みます。



婚姻を前提とした同居スタートを支援。



誓約書にパートナーもサインする仕組み。



結婚成立で祝い金22(夫婦)万円を支給。

制度導入の背景

物価高騰が続くなか、「結婚したいけれど、お金の準備が追いつかない」という声は若い世代を中心に広がっています。結婚を前提とした同居は、家計の準備や生活習慣の摺り合わせなど、婚姻に向けた大切なステップです。吉岡興業では、そのタイミングを経済的な理由で先送りにする社員が出ないように、会社として具体的なサポートをしたいという思いから本制度の導入を決めました。単に同棲を補助するのではなく、結婚という人生の決断を応援する制度として、誓約書による意思確認という仕組みを設けることで、本当に結婚へ向けて動いている社員をしっかりと支援します。

対象者・支給条件

本制度の支給対象は、①婚姻予定のパートナーと新たに同居を開始した者、②同居開始日から1年以内に婚姻する意思を有する者、③会社所定の誓約書を本人・パートナー双方が署名して提出した者、以上すべてを満たす社員です。誓約書には「同居開始日から概ね1年以内の婚姻を予定しており、その準備期間として共同生活を開始する」旨を明記します。支給は婚姻した月をもって終了します。なお、友人との同居・ルームシェア・婚姻予定のない事実婚・既に長期間同棲している場合は対象外です。



会社名：吉岡興業株式会社

創業：昭和26年2月1日

代表者名：吉岡 洋明

設立：昭和31年8月1日

吉岡興業株式会社は、神戸の地から、日本全国のモノづくり企業様に、脱炭素・生産性向上の提案を行い、設備設置工事・工場施設工事・メンテナンス工事で、顧客の生産性・安全性の向上・コストダウンに貢献しています。

<本件に関するお問合せ先>

吉岡興業株式会社（ <https://www.yoshioka-kogyo.co.jp/> ） 広報担当：田中・岡部

住所：兵庫県神戸市兵庫区駅前通2丁目2番6号 TEL：078-579-1177 FAX：078-579-1166

email：pr_media@yoshioka-kogyo.co.jp 携帯電話：080-3159-0972

弊社のプレスリリース
一覧はこちら